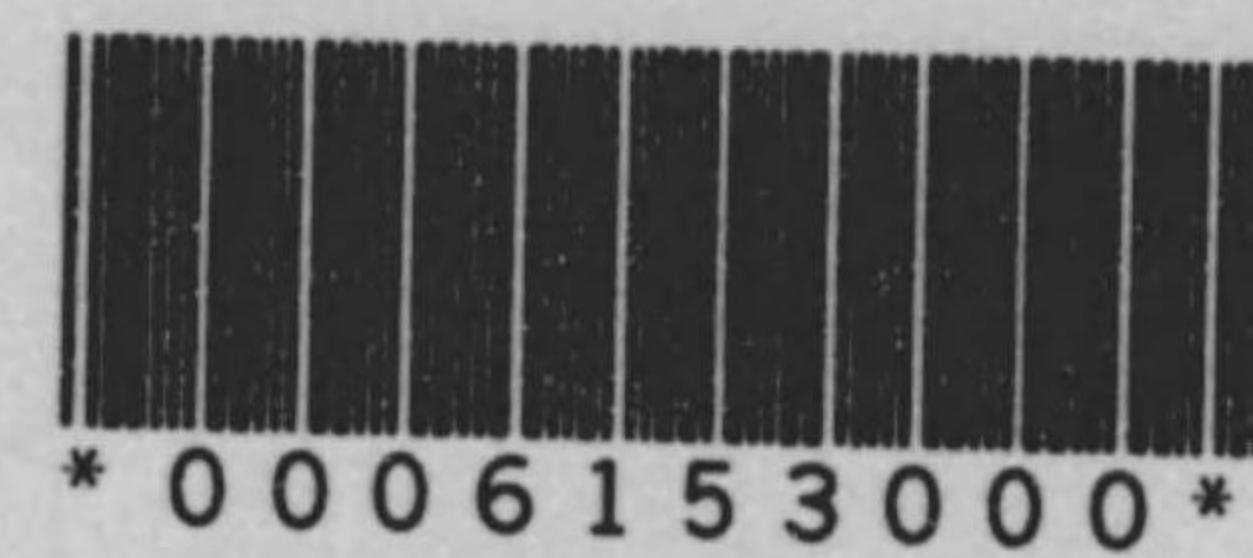


238

特243

611



\* 0006153000 \*

0006153-000

特243-611

**第三次普選大分県選舉干渉調査録**

立憲民政黨大分県支部・編

立憲民政黨大分県支部

昭和7

ABE

**第三次普選大分県選舉干渉調査録**

立憲民政黨大分県支部

## 第三次普選大分縣選舉干渉調査錄



### 干渉の準備行爲たる警察官其他人事異動の詳細

昭和七年一月中旬政友會大分縣支部は數度に亘りて幹部會を招集し第六十議會が其の再開劈頭解散する事の不可避なる運命なるに鑑み當然二月二十日前後に行はるべき總選舉に對すべき第一準備として縣官吏の徹底的誠首と異動を急速に實現すべしと爲し知事永野清に對し其の着任前既に之が斷行の敏速ならん事を要請し十二月末單身一應挨拶のため來縣せる知事と協議の上年内に必らず幹部級の異動を決行すべしと爲し直ちに浪人組中の札付策士岩男仁藏を官房主事に任命し内務・警察・學務の總てに亘り誠首者の人選、新任並復活者の詮衡に奔命せしめ概ね之が膳立を完了するや内務警察兩部長共に着任前に拘らず而も知事の留守中岩男官房主事は十二月二十七日の深夜より二十八日に被誠首者の出庭を促し辭表の提出を強要し以て十二月三十一日の午後三時過ぎ内務部百九十七名、警察部二十九名(警部十六名、警部補十三名)の大誠首を發表し翌一月一日早朝其の市内在住者に對しては小使をして辭令を送達せり其の最も甚しきは警察部、穀物検査所關係にして警察部の如きは警部定員二十四名中現職に留まりたるもの僅かに五名(内閣更迭後知事と運



命を共にしたる者三名あり）に過ぎず穀物検査所の如きは職首を免れたるものは僅かに指を屈するに過ぎざるの状況なり、要之第一次異動は從來最も嚴肅なりし人事行政の体系を破壊し任免黜陟の局に在りて調査の完壁を期する事なく政友會とは最も密接なる關係を有する一屬僚岩男官房主事の膳立を其儘之に盲判を捺したものに非ずして何ぞ百萬縣民のため最も痛恨に堪へざる不祥事なり、苟も國家の官吏として斯の如き暴舉を敢行し恬として顧らざる知事以下三部長の縣政に對する誠意なき態度は政友會の暴舉と相俟つて縣治に對する縣民の觀念を危殆ならしめつゝあり。

而して第二次異動は警察部は一月九日之亦警察部長の留守中に斷行し職首巡査部長巡査五十四名に及びたり其後内務、警察、學務の各部に亘り數十名の職首あり爾後引續き連日二名乃至三名を極秘裡に職首し、輿論の硬化を恐れて新聞に發表せざるも各部を通じ五十名を下らざる見込なり、以上は職首に關する數字なるも轉任新任の移動數は五百名を超過し爲めに人件費の如き一月中に於て既に相當の赤字を生じ新任者に對しては旅費の不支給を條件として採用せる向あり、以上は直接選舉を通じて黨勢の消長に關係せしむべく黨派的に使用し得べき官吏に對するものなるも此外直接關係なき官吏、教員等に對しては職首を差控へ其の親族知人等の關係を利用して政黨の擴張を計り選舉に際しては政友會候補に應援せしめ亦此の際官吏教員にして復活新任を希望する者に對しては政友會候補に應援せしむるの奸策を弄したり今日迄之が異動を見ざるも學校教員を合し職首二百名、異動五百名と噂せらる。

次に新採用並に復活人物を檢するに内務省令を無視して而かも五十才を超過せるものを巡査に採用せるあり、相當惡質の行爲により退職免官を強制せられたるあり、某警察署長の如きは曾て現職中古物商違反の嫌疑を以て檢事の家宅搜索を受けたるものさへあり、又瀆職罪により起訴猶豫中のもの二三名を採用せんとして檢事局の諒解を求めるとしたるもの之を得ざりしが如き笑ふに堪へたる事實あり、猶之等復活並新採用に際しては警部は二百圓乃至三百圓、巡査五十圓、首の繫がりたるものは首繫料として相當額を、巡査の如き下級の者に對しても三十圓乃至五十圓を黨人に強要せられ之を献じ居るの世評あり以て這般の異動の如何に腐敗せるかを如實に窺知し得べし、此の外縣下の警察署長中從來使用し居たる小使給仕の入替をさへなしたる者さへあり。

### 言論壓迫の事實

一、二月十一日午後七時大分市三ヶ田町南部館に於て開催の松田候補政見發表演說會に於て同候補が犬養首相の臣節問題に論及するや臨監警部堀謙吉は之れに中止を命ず。  
即ち同一言論に對し大分市共樂觀に於ては署長佐藤儀三郎は注意。大分市乘願寺に於て警部補田口淺吉は何等の意志表示を爲し居らず、之即ち穩健なる言論に對し不當なる壓迫を敢行せる事例の一なり。

二、二月十三日午後七時三十分大野郡三重町大字市場の一宮候補政見發表演說會に於て臨監警部補藤井義範は候補者を始め其の他の辯士に對し悉く中止を命じ聽衆中故意に彌次るものあるも一言の注意取締を爲すこと無く刹へ聽衆中より笠木某なるもの演壇に上り椅子を振上げ辯士末宗信光に暴行せんと肉迫するや多數警官は暴漢を阻止すること無く却つて辯士を檢束、刹へ會場の喧噪を理由として主催者に對し解散を命ずることあるべき旨を告げて演說會の中止を強要し遂に之れを不能に陥らしめたり。

三、二月十六日午後八時大分郡東大分村長久寺に於ける演說會に於て臨監堀警部は不法に松田候補の言論に對し中止を命じたるを以て同候補が餘りの暴狀に憤り中止の理由を質問したる處堀警部は部下正私服十數名に對し檢束を命じたり、候補者は警察官重圍の中より聽衆に對し「諸君は此の暴狀を何んと見るか」と絶叫し一方警察官に對し嚴然たる態度を示したる爲め彼等の狂態を以てするも遂に檢束の舉に出づることを得ざりき。

四、二月十五日玖珠郡北山田村に於ても前項の如き暴狀が松田候補に對し巡查部長奥永茂十郎によりて演せられたるも檢束を全ふするを得ざりしなり。

五、二月十六日玖珠郡八幡村に於て第三者の應援演說會を開催すべく會場借り入れを交渉中の大分新聞通信員宿利壽行並松田候補労務員山上儀助の兩名を巡查部長首藤傳一は不法に連行し六時間餘に亘り之れを留置して取調を續行し遂に同夜の演說會を不能に至らしめたり。(告發中)

六、二月十七日日田郡上津江村(二ヶ所)に於ける松田候補政見發表演說會に於て警察官は開會の時間を故意に訂正し二ヶ所共開催不能ならしめたり。(告發中)

以上は單なる一例にして斯の如き言論の壓迫は松田、一宮兩候補共に其の政見發表演說會に於て或ひは應援演說會に於て限りなく反復せられたる干渉方法にして不當の中止を免れたる演說會の如きは指を屈するに過ぎず公平なる取締を以て臨んだる警察官は無能者なりとの烙印を受くるの狀態なりしこ云ふ。

### 演說會場へ暴力團

一、二月十四日大野郡大野町中部小學校に於ける一宮候補の演說會場入口に警察官と暴力團數名が頑張り入場者に對し暴言を吐き入場を阻止し果ては暴行する等狼籍の限りをつくすも警察官は終始傍観の態度を持し時々彼等と談笑し居り亦演說中故意に妨害の舉に出づるもの多數ありしも何等の措置を講ずることなく妨害に終らしめたり。

二、二月十九日午後二時半犬飼町翠紅館に於て松田候補の政見發表演說會を開催したるに聽衆約三百餘名あり政友會では豫て演說會當日は會場に暴力團を入れましめ計畫的妨害を爲すべしと放言し居たるに鑑み相當注意中の處果せる哉暴力團多數を入れましめ終始喧嘩を極めて妨害を敢行するも臨監の犬飼署長警

部補小林明治は何等の取締を爲さず松田候補の政見發表となるや喧嘩其の極に達し狂状言語に絶するものあり、堪り兼ねたる松田候補が憤然として小林署長に對し演説會妨害の現行犯を何故取締らぬかと迫りたるも更に取合はず遂に收拾すべからざる大混亂に陥らしめたり。

三、二月十八日午後六時より開會の大野郡井田村に於ける一宮候補の演説會場には大野郡大野町、三重町、犬飼町等より暴漢數十名入込んだるやの形跡あるを以て豫め臨監警察官に對し公平なる取締を要望し置きたるに果せる哉會場は猛烈なる野次の獨壇場化し演説不能の状態なるを以て止むを得ず某が再三取締方を懇願せしも更に取合はず一方暴漢は某に對し「警官に取締を要望するは不都合なり打殺すべし」と稱して肉迫するを以て某も驚き身邊の保護を乞ひたるも警察官は一顧を與へず爲めに某は密かに辯士の自動車に便乗して逃れんとしたるに之れを目撃せる暴力團は更に自動車に殺到したるも寸刻の間身を轉じて某は身隠したり、然るに暴力團は辯士、運転手が隠したるものなりと稱して之れ等に對し言語に絶せる凌虐と暴行を加へたるも警察官は之れを目撃し居るに拘らず終始傍観の態度を持して其の行爲を放任せり。

### 演説會に對する偏頗なる取締

一、縣下各警察署は其の何れを問はず民政黨の演説會に於ては計畫的壓迫をなすの決意を以て之れに臨み不敬事件は勿論、論銘一度び政友會の失政に及び其の罪惡を指摘せんとするや直ちに中止を命じ、之れに反し政友會の演説會に於ては不敬事件を説明し内閣が留任するに至りたる經過理由を説き更に「不敬事件に依る内閣の變改は將來不敬事件を誘致するの結果に至るべし」等の言辭を弄するも之れに何等の干渉を爲すこと無く自由に論議せしめ、亦一言の野次あれば直ちに檢束處分に附するに對し民政黨の演説會に於ては野次は勿論兇器を振り廻す（椅子の如き）暴漢あるも平然として臨監席にあり暴力と權力の十字火中に包まるゝも警察權の發動なく無警察狀態として嘆せんよりも却つて眞の無警察なりせば亦採るべき手段あるものを一般識者は嘆聲之れ久しくしたる程なり。

### 應援辯士を巡查駐在所に同行

一、二月十八日北海部郡下ノ江村田井部落に於ける一宮候補の應援演説會に於て臨監松田慶事は辯士の悉くに中止を命じて言論を壓迫し全く之れを不能に陥らしめたるが最後に白杵町役場書記安東小三郎が閉會の辭を述べんと口を開きたる處直ちに中止を命じ檢束せんとしたるを以て理由を質したるに公務員の選舉運動は選舉違反なりと云ふを以て、關係區域外に於ける行爲は何等犯罪を構成せずと説明するも頑

として聞かず、二十餘町を離れたる巡査駐在所に同行し署長に報告して始めて選舉違反に非ざることを知り周章狼狽の極平頭陳謝の上自動車にて自宅迄送り届けたる事實あり。

### 言論壓迫に對する結論

一、之れを要するに本縣に於ける言論壓迫の事實は全然計畫的行動にして、不敬事件に伴ふ臣節問題、ドル買問題、非立憲的議會の解散、貨幣價值の下落と生活脅威、米價の必然的騰貴等々の如き重要問題を論議せしむるが如きは政友會に取りて致命的損失なりとし、之れに對し徹底的壓迫を敢行するは一派に最も忠勤なる所以なりと信じたる官憲は之れが目的の完璧を期する爲め選舉區の總てに亘り狂暴なる彈壓網と暴力網を完備し遺憾なく其の目的を達したるものにして、前示數例は其の一部に過ぎず、より以上惡質不法の行爲は演說會毎に敢行せられたるものにしてその無暴不當の行爲は筆舌の盡す處に非らず唯々立憲治下の官憲に此の暴戾あり國家の前途誠に暗澹として嘆聲盡くる處を知らざるのみ。

### 一、現職警察官の家宅侵入現行犯逮捕

大分縣警察部刑事課勤務

巡査部長 刑事 (政友會内閣成立)

時 枝

猛

二月五日民政黨支部に於ては各郡々部會幹部が集合し午後三時頃より樓上に於て候補者詮衡に關する秘密會を開きたる處前記時枝猛は窺かに右會場に潜入し居たるを民政黨支部書記田邊常藏が發見、家宅侵入現行犯として逮捕し直に大分檢事局に連行告發の手續を了しあり。

殊に支部玄關の正面に「警察官の出入は當分御断り」の貼紙を爲しありしに無斷之を犯し潜入したものなり。(告訴)

### 一、警察官が村長に辭職強要の事實

速見郡川崎村藤田村長に對し日出警察署に於いては不正事件ありとして本年一月二十日より取調中の處更に二十九日九州電氣工業會社某を呼出し一昨年五月施行の村長選舉に同人が介在の事實ありとて呼出し取調べたるも何等手係なかりし處警察官は奇怪にも「實は川崎村の藤田村長の辭表を取つて貰ひ度い

ので来て貰つた次第だ」と依頼し（右警察官は巡查部長安東正城）其翌日に至り更に巡查坂田茂外一名をして藤田村長の弟某方に遣はし村長をして是非辭職せしむる様取計ひ方を依頼する處ありしが某氏へ「兄藤田が村長就職前述の村政甚敷紊亂したるが今日に於ては村治も常道に復し何等失政の跡もなく辭職勧告の理由の認むべきものなきに係らず、弟として兄に向つて村長を辭職せよ等言へぬ、夫よりも村會議員たる僕の辭表が欲しいのではないか一應歸つて尋ねて來て呉れ」と云ふと間もなく其れでもよいと云ふので、辭表を書いて渡したるに右兩名の巡查は其辭表を持ち歸りたるが、一月三十日に至り川崎村役場より村會議員辭職の理由が判明せずとの符箋を附し返送せられたり、其後民政派に屬する村會議員を呼び出し同様村長の辭職取計ひ方を依頼したるも村長より辭表提出なきを以て警察官が川崎村に出張し村長の家族や村會議員を巡査駐在所に呼び出し峻烈なる取調を爲し村會議員に對しては是非共本日中に辭表を提出せしむる様努力を乞ふと哀願したが右村會議員は之を拒絶したり。（告發中）

### 一、警察當局の營業者に對する不法偏頗なる取締

縣下別府警察署は民政黨系の料理屋に對しては絶へず臨檢し制限時間にも達せざる前より刑事や巡査が頻りに出入し、いやがらせを試み制限時間に達するや、一分間の猶豫もなく歌舞音曲を停止せしめ、政友系のものに對しては夜半の一時、二時に達するも平氣に歌舞音曲を爲し喧騒するも何等の制止を爲さ

ず、民政系のものに對しては「君等の家も政友會に入黨すれば政友會の店と同一に騒せてやる」等臆面もなく公言する巡査もあり。

殊に臨檢の際は政友會員が同派のものをして民政黨系の料理屋に登樓せしめ直ちに警察署に通報して之を檢舉し裏面に政友會が廻りて警察署に至り貰ひ下げを爲し以て政友會に入黨せしむる奸手段を弄したる事實あり。

一、一月二十二日 杵築警察署は萬引女を檢舉したるが政友會員の仲介に依り即日釋放したり、而して其翌日同町政友會幹部數名と萬引女の夫等と懇親會が開催せられ夫等四名は即日政友會に入黨せる事實あり、大野郡三重警察署長中山寅雄は一月二十一日三重町三榮館で開かれた三重郷政友會主催の大養内閣祝賀會に出席し黨員の政談演説に引き正服のまゝ演壇に立ち奇怪極まる言辭を（黨員の激勵演説）弄し同地方の問題と爲り居れり。

三重警察署にては更に同町中川某が、犬養内閣成立祝賀會に出席方の勧誘を受けたる際「米が高くなつたのに會費迄出しては行けぬ」と拒絕したるに對し「犬養内閣を惡評した」と訴へ出でたる廣瀬某に巡査二名を附して一月二十一日午前零時十分と言ふ深更前記中川方に踏み込ましめ何の理由も告げず警察署に引致し檢束處分に附し翌日政友會に入黨するとの口約をさせ釋放したる事實あり。（告發中）

一、一月二十二日午後二時頃大野郡新田村多田某外二名が三重町農業倉庫附近を三重驛に向ふ途中尾行して

來た巡査が一寸要事があるからとて警察署に連行した處當時居合せたる利光警部補は右三名のものゝ氏名を聽きたるのみにて何の取調べをも爲さず検束處分に附し差入は勿論水をも與へず翌二十三日午後四時過に至り漸く釋放せり。（告訴中）

一、北海部郡四浦村元村長川崎善太郎は一月二十三日午後十時頃就寝中の處に津久見警部補派出所より發動機船を仕立て來れる二名の警察官のために津久見町に同行せられ昨昭和六年九月の縣會議員選舉に於ける不正の有無に付種々取調を受け猶商用のため白杵町に滯在中の同村會議員上野哲一も一月二十四日午前二時頃就寝中を警察署に同行せられ署長久保芳男から川崎同様の訊問を受け更に同日午前十一時二十五分白杵驛發の列車にて津久見町警部補派出所に同行せられ取調を受け兩人共同夜七時に至つて歸宅を許したり。（告訴中）

### 一、暴行傷害事件の告訴を警察署に於て受理せざるため止むなく檢事局へ告訴を提起す

大分郡由布川村赤野安部芳が（一月二十九日夜）同郡挾間村向の原よりの歸途暴漢のため手拭に石を包みたるものにて頭部を亂打せられ、一時人事不省に陥りたる暴行傷害を受け加害者も判明し背後に政友會

### 一、脅迫事件を放任

某有力者の教唆あること迄判明したるを以て三十一日大分警察署に告訴を爲すべく出頭したる處「そんな事は巡査駐在所で良いではないか」とて受理せざるため二月三日大分檢事局に告訴を提出せり。

二月十一日午後九時頃日田郡五馬村窃盜詐欺前科數犯の河津保が中川村天ヶ瀬料理屋民政黨員日隈正方に於て飲酒し日隈が同人の性質を知り「之位でよからう」と注意したるに憤慨し什器を破壊し果ては殺すと稱し懷中に手を入れたるを以て階下に降り家人をして駐在巡査に届出したるも「本人自ら出頭せざれば駄目だ」と稱して取合はず其間に暴漢は無錢飲食の儘立ち去りたり。

### 一、現職警察官の家宅侵入並に暴行

東國東郡富來町元同町漁業組合會計橋本貞夫は同町小畠瀧藏より漁業組合の件に關し告訴を受け其件に關し客年十二月中旬以降五回に亘り國東警察署に呼出され其都度出頭陳述せしに本年二月四日午後九時頃突然國東署の帶刀巡査部長（復活）外三名の巡査が來り直に同行方を逼るに依り「何の事件にて同行を求めらるゝや」と反問せしに前記告訴事件に關してなりと答ふるに付右事件に就ては昨年十二月以来

五回も出頭し詳しく述べあるに付本日は舊年末の事でもあり取引關係の多忙を極め居る上に夜間でもあり、又自分は少し風邪氣味なるに付後日改めて出頭する旨申したるも聽き入れず果ては室内に無断入り込み橋本の首筋兩手を三名の巡査が引摺み隣室の六疊の縁側まで引摺り出し亂暴の限りをなし居る物音に近隣の多數の人々が集り其不法を詰問したるに其儘立ち去りたり。（告訴中）

### 一、不法なる身体検査

二月八日大分市民政黨支部總務會に出席したる縣會議員武石義夫外一名が歸途森驛に下車したる處數名の巡査が取り巻き署長の命なりと稱し強制的に警察署に連行し署長森靜馬自ら身体検査を爲したり。二月九日 北海部郡四浦村縣會議員平林安一が所要のため大分市に行き同日歸途北海部郡上白杵驛に於て白杵署の警部補二宮勝喜が三名の巡査を伴ひ列車内に入り込み署長の命なりと稱し同行せむとするより之を拒絶したり然るに二宮警部補は警察權を以て同行すると高飛車に出で巡査に引摺り卸せと命するや巡査は平林の手を引張り降車せむとする内列車が發車したるため四名の警察官も乗車のまゝ津久見驛着し下車するや津久見町派出所の木本警部補も來り加はり派出所に同行せむとするを以て飽まで拒絶したるに身體検査の要ありとて強制的に衆人環視の場所に於て身體を搜索せり。

### 一、警察署長が官舎で町長に辭職勧告

東國東郡國東町國東警察署長江藤善友は浪人時代托鉢を業とし居りたるものなるが政變で國東署長に復活するや選舉に利せん爲め國東町長吉武則久（民政系）を官舎に呼寄せ「貴下は相當老齢に拘らず町長の職に在るが箕浦勝人程の名士も晩年を汚したる事實もあり今の中町長を辭職しては如何」と云ふが如き言辭を弄し數回に亘り辭職を勧告せり。

### 一、新聞記者を不法監禁

二月十二午後二時頃、白杵町所在民政黨北海部郡部會事務所に警察官數名無斷侵入し襖を開き難談中の白杵毎日新聞社記者外數名を警察署に同行の上外勤室に數時間拘束し一回の取調べも爲さず夜に入つて済まなかつたと云つたのみにて歸宅せしめたり。（告訴中）

### 一、巡査部長派出所に於て殴打

イ、玖珠郡野上村須藤峰夫、篠崎金吾、齋藤龍藏の三名が同所飲食店村會議員梅木正治方に於て飲食したるの故を以て前記三名の外梅木及妻アキノの五名を二月十七日午後四時同所巡査部長派出所に呼

出し金を貰つて飲酒したのであらうと追及し否認するや生意氣だと放言し、梅木に對しては、こんな奴(前記三名)に酒を飲まするとは不都合だと叱責し部長伊藤鎮夫及巡査江藤寛の兩名は前記五名を散々に殴打し同夜十一時迄身柄を拘束したり。

四、同野上村高倉代作、小野楠夫、坂本源六の三名は二月二十九日同村矢野留太郎木挽の日傭賃を受取りたる處同所部長派出所に呼出し矢野のみは政友會員なるの故を以て即時歸宅せしめ他の三名には金錢收受の事實を訊したるを以て前記木挽賃の理由を説明するや虚言なりと何回も引續き同一事實のみを訊問するを以て高倉代作が「同じことを何回も聞かぬでも好いでは有りませんか」と云ふや部長伊藤鎮夫は貴様は生意氣だと云ひ様之を殴打且つ足蹴して暴行を加へたり。

五、玖珠郡玖珠町萬徳寺住職小溪正亭を二月七日前一時頃森警察署に引致し荒庭の上に正座せしめ數年前建設したる武吉明藏なるものゝ記念碑に關し寄附金残り四圓五十錢の保管事實を訊問し何等犯罪行為なきに拘らず深夜取調を續行し其の人權を蹂躪せり。

六、玖珠郡玖珠町民政黨幹部大藏芝藏外六名は二月十一日民政黨玖珠郡部會事務所に於て五十錢宛出して飲酒せしに翌十一日何れも森警察署に出頭を命ぜられ十二日深夜まで身柄を拘束せられ徹宵取調べを受けたり、之れ違反事實なきは明かなるも選舉事務所設置其他の活動を阻止せんが爲め故意に此の舉に出でしものなり。

### 一、警察官が懲役に行く覺悟でやるご放言

一、二月十二日夜玖珠町梅木森藏方に政友派暴漢數名が盛に投石暴行を働きたる事實あるも警察は更に之が取調を行はず傍観したり。

一、二月十八日午後六時日田郡三芳村諫山幸兵衛を警察署に引致し午後十一時まで拘束したる上意味深長なる説諭の後政友會幹部原田文藏に引渡せり。

二、二月十二日午後九時頃前日田署長衛藤富士太並前警部補奈賀六郎が松田候補の宿舎より其の旅館へ自動車での歸途警察署前に差掛るや松田候補宿舎前の張込み巡査の通報により日田署巡査部長麻生常美同野仲善吾(何れも復活)の兩名は自動車を止め酒氣の中に警察署への同行を求め理由を反問せらるゝや理由も糞もあるかと叫び同行を拒絶するや麻生常美は車内に侵入し衛藤富士太の「オーバー」を引張り引き降さんとするを以て其の不法を質すや「俺達は今度は二三ヶ月懲役に行く腰でやるのだ」と放言し暴狀言語に絶するもあるを以て對手になすべからず狂人として云ふにまかせ就寝中の署長に面談し其の不法を難詰したるも言を左右にして要領を得ざりき。

### 一、巡査が青年を政友會幹部宅に連行の上更に檢束

二月十八日午後十二時頃日田郡光岡村民政黨郡部會事務所小使竹内政夫同木戸忠義の二名が自宅に就寝中日田署巡査後藤恒夫外一名が來り警察署に同行を求め不承諾の意を述べたるも聞き入れず兩名を同村政友會有力者酒造業熊谷幸左衛門方に連行し同家二階に呼び上げ意味深長なる暗示を與へたる後警察署に同行し翌十九日午前十二時迄食事を與へず不法に身柄を監禁したり。（巡査は其れまで熊谷方で飲酒し居たる事實あり）

一、日田町大江千助は二月十八日午後七時より同十一時迄、東有田村穴井松市外數名は二月十八日朝より午後十二時頃まで何れも日田警察署に何等の理由なくして拘束せられたり。

以上の外不當検束は全選舉區の至る所に於て行はれ之が實數は數百名に及ぶべく、其の他既に完結せる或は何等犯罪嫌疑なき事件を蒸し返し關係者の出頭を促し長時間留置して取調べたるが如きは野黨の運動員並有力者の總てに附したる尾行張込みと共に政友會側の戰を極度に有利に導きたるものにして警察權の濫用言語に絶するものありたり。

右の外民政黨の事務所、候補者、辯士の宿所等には多數の警察官を張り込ましめて出入者を誰何し身體検査を爲す等の暴舉を敢てするに拘らず政友會に對しては頗る寛大に如何なる行動も自由にして却つて之れを教唆援助せるの事實あり、張込み尾行の甚しきに至りては遂に營業を停止するの止むなきに立至らしめたるが以上の外民政黨系自動車營業者に對する壓迫の殊に甚しく其の乗用を阻止する爲め全力を擧げて干渉に狂奔せり。

### 一、駐在巡查の戸別訪問

直入郡菅生村駐在巡查二宮豊實は政友會候補金光庸夫に投票せしむるの目的を以て戸別訪問を爲し、亦同郡明治村駐在巡查有田砂人は政友會員を指揮して各戸に付き投票の勧誘を爲さしめたる事實あり。

### 一、穀物検査技手の選舉運動

直入郡に於いて穀物検査技手が職權を濫用して村民を政友會に入黨せしめ、然る後検査を施行し或は部落民を集合せしめ巡査立會の許に政友會候補に投票すべく勧誘し亦は入黨せしめる等其の職權を濫用せる事實多く、本郡に於ける検査技手の選舉運動は縣下に於て最も露骨を極めたるものなり。

### 一、警察官の暴行事件（犬飼署）

昭和七年二月十九日大野郡南野津村大字吉田別府毎夕新聞記者竹尾定當二十一年が病氣就寝中を前後三回に亘り犬飼署に同行を求められたるも病氣の故を以て出頭を謝絶したるに午前八時頃同村駐在巡查大

塙玉彦、犬飼署詰巡査竹尾平三外一名の巡査が突然無断に侵入し來り寢室に踏込み就寝中の竹尾の腕を挫じ上げ同家上り口まで引摺り出し、踏む蹴る打つの暴行中を竹尾の悲鳴により近隣の者駆け付け救助したり。(告訴中)

### 一、選舉干渉に狂奔し大火災事件の應急措置を怠る

二月十六日未明大分郡賀來村に拾數戸を焼失したる大火災事件發生したるが大分警察署は全署員を擧げて選舉干渉彈壓の方面に集中し一般の警察事務を拋擲し居たるため右突發事件に對する應急處置を執らず火災を大ならしめたるのみならず事件の發生報告をすら怠り青木縣保安課長の如きは午後一時頃に至り縣廳出入の新聞記者の咄に依り始めて事件を知り驚いて所轄大分警察署に電話にて事件の真相を問合せたるに署長は不在、居合せたる署員が慌て安東司法主任を探し現場に急行せしめたるが今日午後四時頃に至るも事件の概要すら判明せざるため青木保安課長は業を煮し自ら電話を以て大分署に其の失態を難詰し同時に保安課員を自動車にて現場に急行調査を爲さしめたる事實あり。

### 玖珠郡に於ける干渉事實

玖珠郡に於ける官憲及一派の横暴は縣内に於ても最も露骨にして殊に政友會は官憲と通謀し水平社員を狩集めて暴力團を組織し言語に絶する行動をなさしめたり即ち暴漢として、

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 熊本縣南小國村  | 山 本 金 藏   | 三十才位   |
| 大分縣玖珠郡森町 | 松 山 小 六   | 二十七八才位 |
| 全        | 松 山 治 之 吉 | 三十才位   |
| 右弟 全     | 稻 吉       | 二十五才位  |
| 外 數 名    |           |        |

を備入れ就中山本金藏を選舉期日前一ヶ月以前より森町に入り込まして土地の狀況及民政黨員の主なる者の顔を知悉せしめ居たるものにして選舉運動の漸く熾烈なるに及んで是等暴漢は民政黨に屬する有力者又は平素運動をなす者と目せらるゝ者に對しては悉く暴力を加へて畏怖せしめ甚しきは、演説會に赴く辯士を殴打負傷せしめ人事不省に陥れ遂に演説會開催不能ならしむる等、誠に百鬼横行其の暴狀は言語に絶し聖代に於ける不祥事と云ふべく殊に是等暴漢は『警察は吾等の警察なり貴様等民政黨の奴は片端しから遣付けて廻る』等暴言を吐き被害者にして全治數十日の裂傷(十針を縫合す)を與へられ警察署に届出づるや警官は「相

手が悪いから仕方が無い」等放言し何等取締ることなく否寧ろ、暗に之を快とするが如き態あり全く一部をして無警察状態とならしめたり。其の暴行の主なるものを舉ぐれば、

一、森町字森岩本政治が二月十七日午後九時頃自宅屋外の便所より戸内に入らんとしたる際豫て覗ひ居たる暴漢二人は棍棒を以て有無を云はず同人の頭部を殴打し貴様は民政黨の奴であるから遣るのだぞ放言し立去りたるが翌日より晝夜の別なく殊に夜間は全人方坪に焚火し乍ら交代にて張番をなす。

一、森町吉住廣が附近より頼母子の歸途暴漢三名のために殴打せらる。

一、玖珠町玖珠活版所傭人岩男寅雄が二月十八日午後九時自転車にて歸途暴漢二名に殴打せらる。

一、森町谷節三が二月十八日午後九時半頃屋外に人の聲があるので戸を開きたる處二人の暴漢が之を引き出し惨々殴打したる上前の小川に投げ込む。

一、森町大畑繁記が二月十八日午後九時所要ありて外出の歸途暴漢二名が之を殴打したる處其の翌日附近政友會員二名がどうも済まぬことをした耐へて吳れど陳謝に來りたるが如きは明かに彼等と政友一派の氣脈ある事を如實に物語るものなり。

一、玖珠町江田了が二月十八日午後九時頃森驛附近通行中附近四十辻に見張し居たる暴漢同人を呼止め殴打す。

一、森町豊田豊が二月十八日午後十時頃自宅前にて暴漢二人に殴打せられたる上前の小川に投げ込まる。

一、森町宿利政太(七十五才)が二月十八日午後十時頃就寝中屋外に於て全人を呼び起すものあるを以て戸を開きたる處暴漢二名が之を屋外に引出し老体を惨々殴打す。

一、森町左官職中尾一、菅原厚美の二人が二月十九日午前一時頃歸途政友會監視員が追ひ來り附近政友派の有力員帆高常治方迄同行を求むるを以て行きたる處全人方に於て豫て飲酒し居たる森警察署巡査井上常藏外一名が出て來り全派の料理屋井上官吾方に伴れ行き種々訊問の上不法に身体を検査したる上放免したるが直ちに暴漢二名追跡し來り殴打す。

一、玖珠郡八幡村日隈徳治が二月十九日午後零時半汽車に乗らんとして森驛に來りたる處附近政友會員帆高常治方に於て見張をなし居たる暴漢は待合室に來り有無を云はず引到し衆人の中にて惨々殴打し蹴る等の暴行を加へたる上帆高常治方迄連行暴行を加へんとしたるも偶知人が來合せ説明したるため放免さる。

一、玖珠郡八幡村日隈徳治が二月十九日午後一時頃所用ありて森町に出向かんとして森驛附近を通行中前記政友會員帆高常治方に暴漢のため伴れ行かれ巡査の面前で殴打したるも巡査は之を放任す。

一、二月十九日午前十一時より森町大字日出生に於て松田候補應援のため演説會を開催すべく辯士森町大谷鑑吉、全望月一、別府毎夕新聞記者後藤數見外二名が午前十時頃自動車にて玖珠町を出發し森町を通過し字内松と稱する山道にて下車徒步せんとしたる處森町より自動車にて追跡し來たる暴漢四名は前面に

立ち塞り貴様等何處に行くかと云ので大谷が『日出生臺に演説に行く』と答ふるや「日出生臺には行くことは出來ぬ其處より一步でも進めば打ち殺す」と暴言を吐くを以て「演説會に行くのがどうあるか」と云ふや言葉の終らぬ内暴漢の一人は携へ居たる棍棒を以て大谷の「コメカミ」を強打したため大谷は昏倒したるに猶も續て二三回殴打するを以て望月は之を庇護すべく上に重りたる處を暴漢二名にして兩名を連續して強打し、他の一名は後藤數見を同様強打し人事不省に陥れたり、他の二名は幸に逃れて難を免る、而して間も無く曩きに暴漢の乗用したる自動車に巡査三名が乗つて來たが、別に何等取調べる模様なく、却つて暴漢と何事か私語し居たるが、一應取調べるからと稱し前記暴漢等と強て自動車に乗せ警察署に連行し被害者を留め置かんとするを以て、望月一人残りたるが暴漢は辯士等が、喧嘩をなし居たるを以て仲裁したりと稱したる處、何等取調べる處なく、直ちに放免したるが如きは全く暴漢と警察官が通謀連絡あるを雄辯に物語るものにして全く無警察狀態なり。後藤數見は數ヶ所を強打せられ、未だ（四月七日）加療中なり。（告訴中）

一、八幡村江田敏雄が二月十九日白晝森町より歸途暴漢二人の内一名が此奴も帳面に付いて居ると云ひ、顔面を殴打負傷せしむ。

一、森町林喜三郎、仝町平岡清五郎が、二月廿一日午後十二時頃共に歸途、森町玖珠銀行前で暴漢二人と行き違ひの際、平岡が何か言葉を掛けたる處「氣安く云ふな」と云ふので「わらい權幕ぢや喩」など、二、

三押問答の末、一人は下駄を脱ぎ何等關係のない林に向ひ、其の前額部を強打し、縫合十針を要する裂傷を負せたるを以て、醫師の手當を受け直ちに森警察署に出頭し届出たるも、單に相手が悪いから仕方が無いぢやないかとて取合はず、被害者は涙を呞んで引取りたり。

一、二月十一日玖珠郡森町々會議員神田昇（政友）は仝町日出生臺小學校々堂に於て紀元節祝賀會の席上民政黨町會議員二名に斬付け、亂暴するを以て校長矢野某が之を制止したるに神田は又矢野校長にも斬付け重傷を負せたる事件あり。直ちに森警察署長森靜馬に届出たるも暴行者が政友會員の有力者なるが故に、斯る重大事件をも不間に附したり、全く無警察狀態と云ふべし、尙全署は警部署長以下警部補、巡查部長は復活なり。

一、以上の外玖珠郡八幡村、南山田村等に於ても、暴漢は森町より移動し來り、民政黨員の主なるもの三十數名に對し、暴行を加へ居れるも被害者は何れも相手が悪しき爲め、後難を虞れ檢事局へも申告し得ざる次第なり。而して以上暴漢は玖珠郡に於ける政友會の重鎮森町會議員森本六郎が傭入れたるものにして、選舉終了後金錢の事より暴漢は大舉して森本を打ち殺すと稱し、押し掛けんとしたるも、政友會員が途中道路に土下座をなし、手を合せて哀訴嘆願辛ふじて、之を制止したる事實あり、熊本縣の山本金藏の如きは今猶金錢上のことより滯在し居れりと。

右は明かに一派が暴漢を傭入れ、郡内を横行し暴力を逞ふし反対黨をして最も恐怖心を起さしめ、威壓

を試みたるものなり。

### 大野郡に於ける干渉事實

- 一、大分市居住大野郡長谷村民政黨有力者太田豊藏が二月十四日大分市より長谷村の自宅に歸途犬飼警察署刑事外一名が追従し來り、警察署に連行し、不法に身体検査をなしたり。
- 一、三重町元竹田穀物検査支所長麻生益夫が二月十八日緒方村を通行中三重警察署巡査が駐在所に連行し、警部補本田政太と共に不法にも身体を検査せり。
- 一、三重町大字小坂區長森竹満美男は二月十九日午後三時頃山仕事に行き居るを、警察署に連行し午後八時迄身柄を拘束したり。
- 一、大野町大字矢田民政有力者河野久喜は二月十九日煙草買ひに出たる處を巡査が選舉運動をなしたる如く取調べたる處巡査と共に歩き居たる暴漢は全人に暴行せんとしたるを以て、附近の家に逃げ込んだるを巡査は公安を害するものなりと稱して、三重署に檢束すとて、午後十一時頃警察署に連行したる儘、取調べも爲さず翌午前三時頃迄身柄を拘束せり。
- 一、三重町驛前民政黨有力者中川兵四郎が一月二十一日三重町政友會員の發起に係る犬養内閣祝賀會に出席すれば三重町は民政黨が多いから、税金が高くなると、附近の堀清馬に話したるを政友會員が三重警察署長に告げたる處、署長は不都合なりと稱し二十日午後十一時三十分頃全署刑事をして、全人の就寝中を連行し檢束したり。
- 一、南緒方村大字馬脊畠區民二十一名に對し、何等の理由なきに不拘一月廿五日三重警察署に出頭方を命じたるを以て、全所民政黨有志原尻榮次郎が區民に對し、自分が警察署に出頭し、其の理由を尋ね来る迄出頭を見合せよと言ひたるを三重警察署長は公安を害するものとして、一月二十六日巡査部長外一名をして連行せしめ、二十九日迄檢束したり。
- 一、大野郡南緒方村大字馬脊畠區は本年四月一日より合川村に合併するに決したるを以て、區有志等は經過報告のため一月廿一日區民七十余名を原尻榮次郎方に集合せしめ後、各自十錢宛を出し飲食したるを三重警察署に於て探知し、何等問題とならざるも、全區は有權者八十名中七十名は民政派なるを以て、之が切崩を策し、全村駐在巡査は署長の命により全區政友會幹部岸野悦五郎、佐藤幾三郎と協議し、其の内警察の取締を受くる營業者二十一名を主署に出頭を命じ、署長は其の所屬黨派を尋ね、政友會に好意を有する旨答へたるものに對しては、直ちに歸宅を許し、其他のものに對しては政友會に好意を寄すべく強要して歸宅せしめたり。
- 一、三重警察署長、犬飼警察署長は政友會員と通謀し、民政黨員のもつ弱點を利用し又は既に決定し居る事犯を殊更に盛返す等策動し之等を政友會員と結託して入黨せしむ、即ち、

イ、大野郡白山村字奥畠は有權者九十名位は全部民政黨員なるが、昨年十一月頃、區民全部にて無免許にて猪を狩獵したる事實あるを全村駐在巡査は本年二月五日頃より即ち總選舉を控へて之を檢舉すとて脅迫の上右全部をして政友會に入黨せしめたり。

ロ、大野郡井田村大字上石田區全部有權者三十四名は民政黨員なるが、全區民が昭和四年頃村共に有林を盜伐したる事件は當時全村政友派の巨頭宇都宮小次郎が竹田檢事局に告發し、既に不起訴處分に決定し居るにも拘らず、犬飼警察署長小林明治は該事件は今同警察署に告發しあるに付調査すと毎日全區民を呼出し、民政黨切崩を策し無智の選舉民をして政友會に入黨せしめたり。

ハ、犬飼警察署長小林明治は全署巡査竹尾兵三に對し全巡査の出身地大野郡南野津村民政黨員にして親族なる竹尾司馬藏に今回消防組員を罷免することに内定し居るものなるが、選舉に際し政友會の爲めに活動すれば、罷免せずと公職を利用して政友會のため活動せしめたり。又竹尾司馬藏の親族竹尾定外四名の民政黨員に對しては、今選舉には政友會のため活動せざれば司馬藏の消防役員を取消すべしと稱し、職權を濫用して運動方を依頼したり。

ニ、三重警察署長中山寅雄は三重町字市場方面の民政黨の切崩策として全所政友會員猪原某と策動し猪原は其平素懇意なる民政黨員三浦徳太郎外四名を勧誘して、首藤某方に於て賭博を開帳せしめ、猪原は後刻直ぐ來るからとて出たるが、時機を見て警察は賭博現行犯として、檢舉し署長は

之等に對して事件にはせざるに付き投票の折は政友會員たる菅野臨時町長代理に何人に投票したるかを見せて投函せよと嚴命し、之を實行せしめたり。

ホ、三重警察署北村巡査は三重町政友會員玉田盛久と通謀し全町玉田忠廣外二名の未成年者が全人方の枯木二本（時價十錢位）を窃取したりとて二月十三、十四、十五日の三日間に亘り、玉田盛久方に呼寄せ、自白を強要せしたる後、夫々親權者を又全人方に呼出し、玉田盛久と行動を共にせよと命じたり。

一、二月十八日大野郡犬飼町野口武夫の自轉車を窃取したる賊が全郡戸上村に入り込み、全村字波津久田崎ラク方に於て酒一升を呑み、代金不拂の儘逃走せんとする處を、全地の青年後藤實、高橋武夫、高橋幸男の三人が逮捕の上、一里余の處にある全村駐在所に連行し、巡査橋爪登に引渡したるも全巡査は選舉運動に狂奔して取合はず、遂に窃盜犯人をして、窃取したる自轉車に乗り逃走せしめたるが如き職務上不都合の行爲を演せり。

### 一、選舉に暴漢を使用せる政友會と官憲の態度

大野郡南野津村醫師赤嶺吉文は全地方に於ける民政黨の有力者にして、全氏の存在は政友會に取り、大なる脅威なる處より全氏に對しては、屢々不當の壓迫が繰返へされつゝありしが、二月十四日午後十一

時過ぎ、全家を數十名の暴漢が襲ひ急病人ある旨を告げ、表戸の開扉を要求したるも異常の空氣を察知したるを以て開扉せず、氏名を問ひたるも答へざるを以て密かに様子を見るに三十余名が手に手に棍棒を携へ、物々しき光景を呈し居るを以て其のまゝ開扉せざりし處、無暴にも表ガラス戸を破壊し、聞くに堪へざる暴言を残して立去りたる事實あるより、翌二月十五日同村に出張せる警察部保安課勤務近藤巡査部長並に野津市村巡査部長派出所山田部長に取調べ方を交渉したるも、更に要領を得ず、更に傍観の態度を持して捜査を回避したるが、之れ民政黨有力者の脅迫を目的とする政友會暴力團の官憲と暗黙の内に選舉違反を敢行せる好適例なり。

一、犬飼警察署長小林明治は全町民政黨有力者前民政黨代議士長野綱良親族橋本仙太郎及橋本農夫男の二名を二月十五日、全町志田敏太を二月十六日何等の理由なきに不拘職權を濫用して警察署に同行何れも之を検束せり

### 一、警察官の投票買收

署長の命令で巡査三名が實行 白杵○の怪事實

白杵警察署では選舉の切迫に伴ひ、民政黨の地盤を根柢より破壊し見事忠勤を抜んせんと企圖し八方干涉の魔手を伸ばしたるも民政黨の結束意外に強固にして戰捷の見込み更につかず、加ふるに上級方面の

要求猛烈を極め、結果如何に依りては幹部級の進退にも關すべき運命に立至るべき状勢に驚きたる署長久保芳夫は斷然決意の上、

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 巡 | 査 | 岡 | 田 | 政 | 利 |
| 全 | 手 | 島 | 洋 | 海 |   |
| 北 |   | 山 |   | 悟 |   |

以上三名に命令し政友會候補鹽月學に投票せしむるの目的を以て戸々につき投票買收を爲さしめたるものなり。

本件は證據歷然たるものあり。（告發中）

### 一、玖珠郡森町に於ける代理投票の事實

二月二十日午後二時四十五分玖珠郡森町役場に於ける選舉投票場に於て、有権者に非らざる玖珠郡森町緒方又雄（當二十年位）が選舉名簿四四三號の緒方操の代理投票を爲したる事實あり。

當日有権者たる緒方操は中津市に出稼不在なりしに、其實弟又雄を政友會候補金光庸夫の事務員倉成俊一が伴ひ來り、投票用紙を受取り投票せむと爲し居るを當時選舉會場に居合せたる民政黨松田候補の選舉立會人大谷鑑吉が之を認め、投票管理者たる町長徳重彌太郎及助役園田於菟、政友會の立會人帆高常

次に「又雄は有権者に非らざるに兄操の代理投票を爲し居るものゝ如し」と告げたるも皆關知せざる風を裝ひ投票を爲さしめたり。

### 一、投票用紙の摺替の事實

二月二十日玖珠郡森町の投票場に於て午前十時四十分森町大字岩室小畠政八(文字を記載し得ず)が投票用紙を受取り投票記載所の右端に佇立し居る所に、森町仝字の區長長尾兵一(政友會員)が投票用紙を全人の傍らに行き何事か合圖を爲し、投票記載所の最右端に政八、其次に長尾兵一が並び、先づ兵一が用紙に記載を爲し、隣の小畠政八に密に渡し更に政八の所持せる投票用紙を受取り再び記載し(一人にて一枚を記載)して各一枚宛を投票したる事實あり、當時其事情を始終目撃せる大谷鋭吉(松田候補立會人)より直に臨監の森警察署の小野警部補及投票監督官武下一郎に其旨を告げ取締方を要求したるも何等の措置を講せず。

### 一、投票の表示事實

玖珠郡及直入郡及大分郡の一部に於ては政友會員と官憲と策謀し選舉人をして一々投票用紙に記載したる被投票人の氏名を政友派の選舉立會人にひろげたるまゝ見へる様になし投票せしめたる事實あり、民

政派の立會人より監督官或は臨監の警察官に其取締を要求するも「選舉人の自由意思だから致し方がない」と放置したる事實あり。

### 一、警察署に於て政友候補に投票を強要

日田警察署及三重警察署に於ては民政系の者を種々口實を設けて選舉前呼出し數時間或是一晝夜も検束し果ては政友會候補に投票を強要し夫れに應する返答を爲したるものには直に歸宅を教す方法を執りたる事實あり。

一、知事、警察部長が政友會候補の當選を得せしむ可く選舉民に對し利益を以て誘導の事實

二月十三日 大分縣知事永野清は日田郡に出張し同郡高瀬村、五和村、石井停車場道路の供用開始を、又日田小倉線道路の供用開始を豫約し、高瀬村、三花村、朝日村、大鶴村等の關係町村の投票を政府與黨候補者金光庸夫に得せしめたる事實あり。

二月十四日 警察部長關莊二は日田郡に出張し自動車運輸營業許可の利權を利用し、日田郡中津江村柄

野飼生間及日田大鶴間並に日田小野間を有田寅平、江川武の兩人に許可し本人並に其の關係者の投票を政府與黨候補者金光庸夫に得せしめたる事實あり。

### 一、投票所で默禮を許した署長

二月二十日午前中大野郡犬飼町の選舉投票場（役場）前に於て同町政友會の有力者神宮林吾（醫師にして元郡部會長）並に同人養子の兩名は投票のため會場に入る有權者に對し一々默禮し暗々の内に投票を勧誘したる事實あり、當時犬飼警察署長小林明治は私服にて同會場附近を徘徊し此の事實を知悉しながら看過し其行動全く政友會の走狗に等しきを以て同町民政黨幹部の清水辰造が小林署長に其無警察狀態を詰りたるため午後に至り斯くの如き行爲を止めたる事實あり。

### 一、警察官選舉民を脅迫牽制の事實

大野郡大野町養老駐在巡査三代勝馬は二月十六日同村佐藤數雄、小城喜盛の兩名に對し「お前達は一所に酒を飲みたる事實あり、取調の要あるを以て駐在所まで來い」と呼出したるも、兩人共病氣の故を以て拒絕したるに其翌日再び兩人の家を訪れ駐在所に再度出頭方を求めるも兩人共應せざりし爲、遂に全般に亘り一々枚舉に違あらず。

### 一、民政黨有力者の行動監視の事實

大分郡東種田村民政黨幹部麻生鎮成の行動を選舉十日前頃より同村駐在巡査河野數雄及國東署より應援の沓掛巡查が毎日尾行監視し不當なる壓迫を加へたり。

昭和七年四月十五日印刷  
昭和七年四月廿二日發行

大分市商店可  
立憲民政黨大分縣支部  
總幹事人印  
善五郎

大分市碩田町西九二五  
印 刷 所  
高 山 活 版 社

2

8